

## 高知県ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、令和2年12月11日付一部改正後の「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」（「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」（令和2年6月17日付子発0617第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加、収入の減少等により特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金（以下「給付金」という。）の支給事業に関し必要な事項を定める。

### (支給要件)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者（給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給する。

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）又は法第6条の規定に基づく高知県知事（以下「知事」という。）の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、平成30年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

①当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未滿（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童
---	---

	が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）
②当該者（①に規定する養育者に限る。）	法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）
③当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者	法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）

- (3) 申請時点において、令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく知事の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）
- (4) 前3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給す

る。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和2年6月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和2年6月12日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

（給付金の支給等）

第3条 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。

（1） 基本給付（再支給分を含む。）

支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ3万円を加算した額とする。

（2） 追加給付

児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対して、5万円を1回に限り支給する。

（児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等）

第4条 県は、児童扶養手当受給者に対し、基本給付の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、別記様式第1号により基本給付の受給の拒否を届け出ることができるものとする。

3 知事は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この

限りではない。

(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給方法)

第5条 児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給は、令和2年6月分の児童扶養手当又はひとり親世帯臨時特別給付金と同じ振込口座への口座振替により行うものとする。ただし、当該支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他の事由により口座振替によることが困難な場合に限り、隔地払により支給するものとする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する基本給付に係る県の申請受付期間は、令和2年8月1日から令和3年2月28日までとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間中に申請することができなかった場合においては、この限りでない。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る令和2年12月11日以降の申請及び支給方法)

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る基本給付（令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている又は申請している者に再度支給される基本給付（以下「基本給付（再支給分）」という。）を除く。）の支給を受けようとする者（以下「基本給付申請者」という。）は、別記様式第2号の申請書（以下「基本給付申請書」という。）により、知事に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、当該申請者に係る住民基本台帳が記録されている町村を経由して行うものとする。
- 3 申請者は、第1項の規定による申請の際、当該申請者が支給対象者であることを明らかにするため、戸籍謄本並びに別記様式第3号の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出するものとする。
- 4 申請者は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証その他の本人確認書類の写し等を提出し、又は提示すること等により、当該申請者が本人であることを明らかにするものとする。
- 5 第1項に基づく基本給付の支給は、指定口座への口座振替により行うものとする。ただし、当該支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他の事由により口座振替によることが困難な場合に限り、隔地払により支給するものとする。

(令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている又は申請している  
公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(再支給分)の支給の  
申込み等)

第8条 基本給付を支給した県は、公的年金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本給付(再支給分)を支給する場合には、支給の申込みを行う。

2 公的年金給付等受給者及び家計急変者は、前項の申込みを受けた際、基本給付(再支給分)の受給の拒否を届け出ることができる。

3 知事は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、公的年金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本給付(再支給分)を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(再支給分)の支給方法)

第9条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付を支給した県による基本給付(再支給分)の支給は、指定口座への口座振替により行うものとする。ただし、当該支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他の事由により口座振替によることが困難な場合に限り、隔地払により支給するものとする。

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

第10条 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対して支給する追加給付に係る県の申請受付期間は、令和2年8月1日から令和3年2月28日までとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間中に申請することができなかった場合においては、この限りでない。

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請及び支給方法)

第11条 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付の支給を受けようとする者(以下「追加給付申請者」という。)は、別記様式第4号の申請書(以下「追加給付申請書」という。)により、知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請者に係る住民基本台帳が記録されている町村を経由して行うものとする。

3 申請者は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証その他の本人確認書類の写し等を提出し、又は提示すること等により、当該申請者が

本人であることを明らかにするものとする。

- 4 知事は、第1項の規定による申請の際、追加給付申請書の内容等により、当該申請者が支給対象者であるか等について確認を行う。
- 5 第1項に基づく追加給付の支給は、指定口座への口座振替により行うものとする。ただし、当該支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他の事由により口座振替によることが困難な場合に限り、隔地払により支給するものとする。

(代理による申請)

第12条 現に申請を行っている者が申請者の代理人であるときは、当該代理人は、次の各号のいずれかの方法により、法令の規定により又は申請者の依頼により代理による申請を行う者であることを明らかにしなければならない。

- (1) 当該代理人が法定代理人である場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法
  - (2) 当該代理人が法定代理人以外の者である場合は、委任状を提出する方法
- 2 代理による申請については、第7条第4項又は前条第4項の規定を準用する。

(基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定)

第13条 知事は、第7条第1項又は第11条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該基本給付申請者及び追加給付申請者に対し、第7条第5項又は第11条第5項に定める方法により、給付金を支給する。

なお、第7条第1項に基づく申請において、基本給付(再支給分)の申請を併せて提出した基本給付申請者に対しては、基本給付(再支給分)の支給額を合算した額を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第14条 知事は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、県ホームページへの掲載その他の方法による周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第15条 支給対象者から第6条及び第10条の申請期限までに第7条第1項及び第11条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者がひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 知事が第4条第3項及び第8条第3項の規定による支給決定を行った後、

県が把握する令和2年6月分の児童扶養手当又はひとり親世帯臨時特別給付金振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和3年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

- 3 知事が第13条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われな  
いことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和3年3月31日までに  
支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第16条 知事は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくな  
った者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支  
給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第17条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはなら  
ない。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事  
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。